

# ベンチャー企業向け 融資制度のご案内



国民生活事業本部 創業支援部  
中小企業事業本部 新事業室

# 目次

<u>1</u>	<u>日本政策金融公庫の概要</u>	
—	日本政策金融公庫の概要	… P. 3
—	日本政策金融公庫の経営理念と主な業務	… P. 4
<u>2</u>	<u>日本公庫のベンチャー企業支援</u>	
—	国民生活事業と中小企業事業のプロフィール	… P. 5
—	ベンチャー企業支援制度による支援先のイメージ	… P. 6
—	日本公庫のベンチャー企業支援態勢	… P. 7
—	中小・ベンチャー企業の類型 ～新事業の3分類～	… P. 8
<u>3</u>	<u>日本公庫のベンチャー企業向け融資制度</u>	
—	国民生活事業本部の新事業向け資金の概要	… P. 9
	資本性ローン制度の概要（国民生活事業）	… P. 10
—	中小企業事業本部の新事業育成資金の概要	… P. 11
	新事業型資本性ローン制度の概要（中小企業事業）	… P. 12
—	資本性ローン制度（国民生活事業・中小企業事業）の比較	… P. 13
—	資本性ローンのメリットと留意点	… P. 14
—	新株予約権付融資の概要（中小企業事業）	… P. 15
<u>4</u>	<u>（参考） ご利用事例等</u>	… P. 16 ～ 21
<u>5</u>	<u>お問い合わせ先</u>	… P. 22

# 日本政策金融公庫の概要

## 平成20年10月、4つの政府系金融機関が統合し日本政策金融公庫が発足

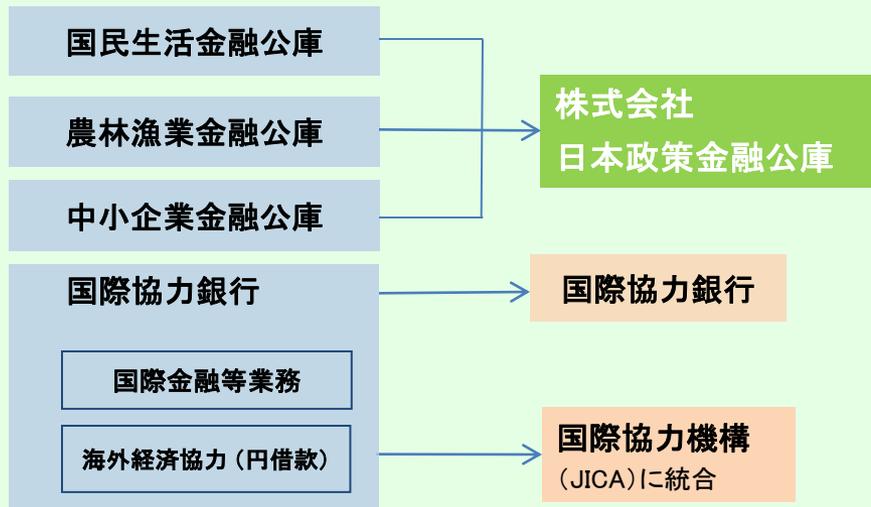
### 日本政策金融公庫の誕生

平成20年10月1日、4つの政府系金融機関が統合し、株式会社日本政策金融公庫が発足

平成24年4月1日、国際協力銀行が分離独立

平成20年10月1日以前

現在



- 名称 株式会社日本政策金融公庫  
(略称:日本公庫 (JFC) )
- 設立 平成20年10月1日
- 根拠法 株式会社日本政策金融公庫法
- 業務 国民生活事業、農林水産事業、  
中小企業事業、危機対応等円滑化業務  
特定事業等促進円滑化業務
- 総裁 細川 興一
- 資本金 3兆7,095億円  
準備金等 1兆8,702億円  
(平成26年3月25日 現在)
- 総融資残高 21兆7,503億円  
(平成25年3月末 現在)
- 店舗数等 国内店舗数 152支店  
海外駐在員事務所数 2ヶ所  
(バンコク、上海)  
(平成25年4月1日 現在)

# 日本政策金融公庫の経営理念と主な業務

それぞれの業務の垣根を越えて連携した取組みを実施し、幅広いサービスを提供します

## 政策金融を的確に 実施します。

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

## ガバナンスを重視します。

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

### 国民生活事業

国民一般向け業務

#### 業務内容

- 小口の事業資金融資
- 創業支援地域活性化支援
- 国の教育ローン・恩給共済年金等を担保とする融資

### シナジー効果

地域経済の活性化支援  
お客さまの成長の支援  
中小企業のグローバル化支援

### 農林水産事業

農林水産業者向け業務

#### 業務内容

- 担い手を育て支える農林水産業者向け融資
  - 食の安全の確保、農食連携を支える食品産業向け融資
- コンサルティングやビジネスマッチング等の経営支援サービス

### 中小企業事業

中小企業者向け業務

#### 業務内容

- 中小企業への長期事業資金の融資
- イノベーション支援・海外展開支援・再生支援
- 信用保証協会が行う中小企業の借入等に係る債務の保証についての保険の引受け等

### 危機対応等円滑化業務

- 主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、指定金融機関に対し、一定の信用供与を行う業務
- 低炭素投資促進法に基づき、指定金融機関に対し貸付けを行う業務
- 産活法に基づき、指定金融機関に対し貸付けを行う業務

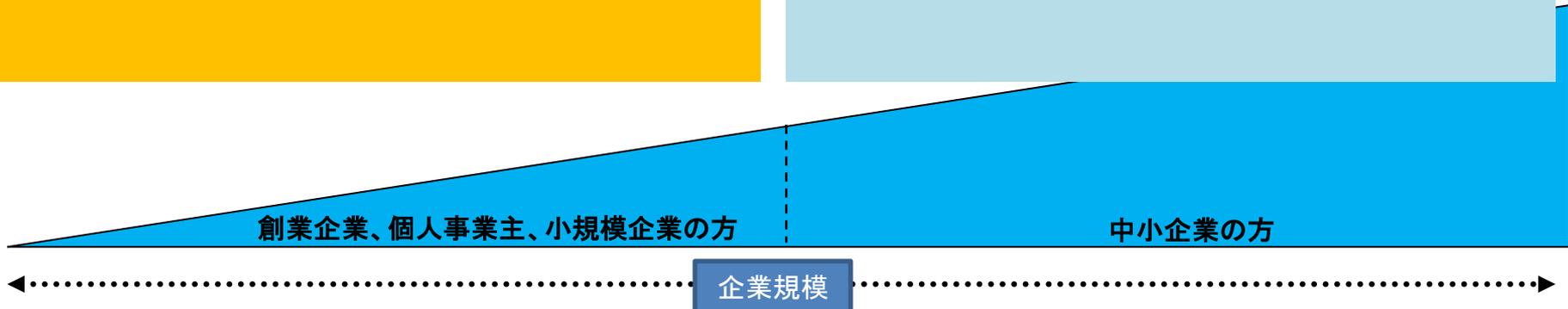
# 国民生活事業と中小企業事業のプロフィール

## 国民生活事業

- 主な融資制度の限度額は7,200万円
- 利用先数(直接貸付)……………95万社  
融資先の平均像  
1企業あたりの平均融資金額……………7百万円  
従業員数……………融資先の9割が9人以下
- 生活に密着した小売業から先端の技術を  
駆使した事業まで幅広い業種をカバー

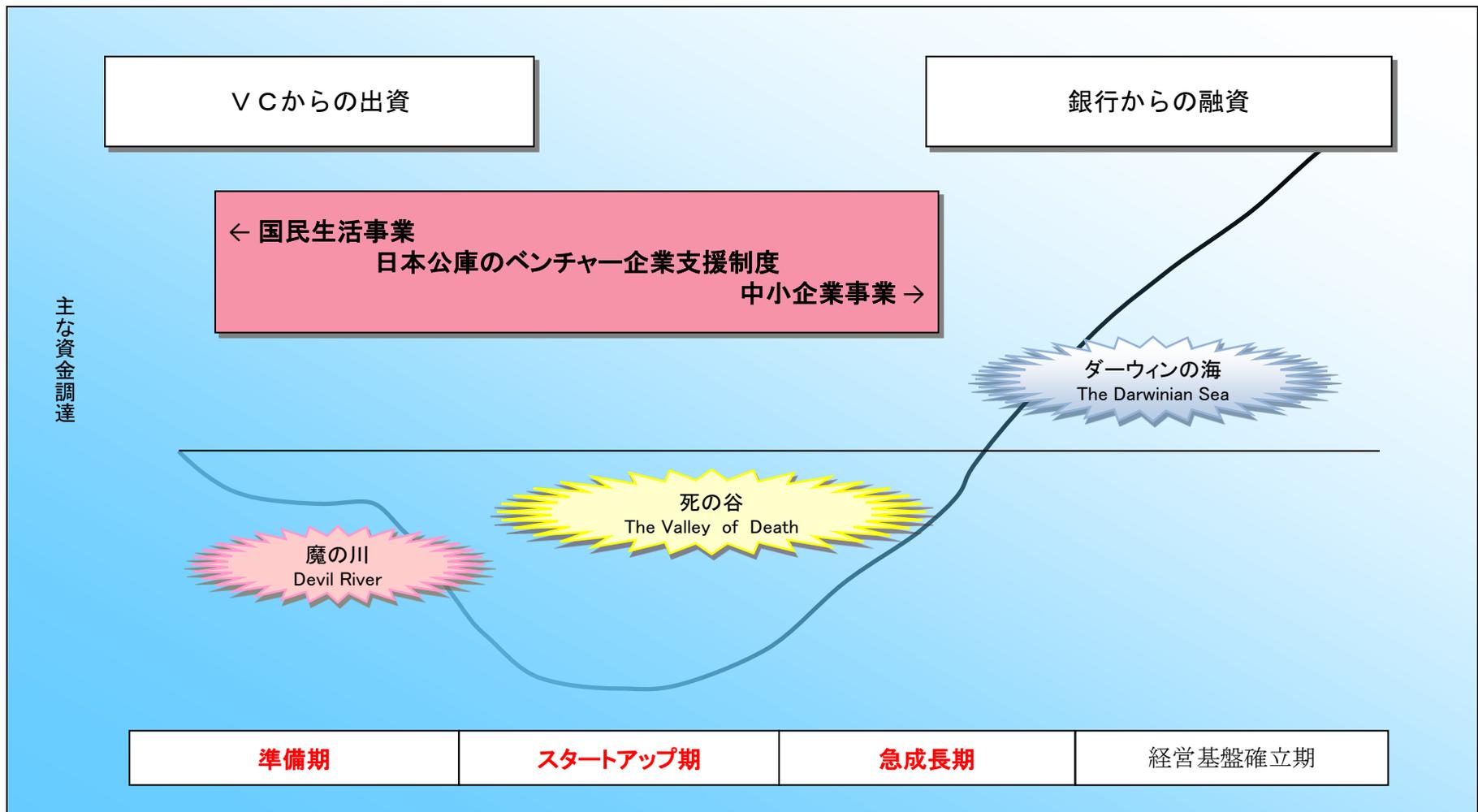
## 中小企業事業

- 主な融資制度の限度額は7億2,000万円
- 利用先数(直接貸付)……………4.7万社  
融資先の平均像  
1企業あたりの平均融資金額……………106百万円  
平均従業員数……………76人
- 製造業を中心(24年度末融資残高の約50%)  
に幅広い業種をカバー



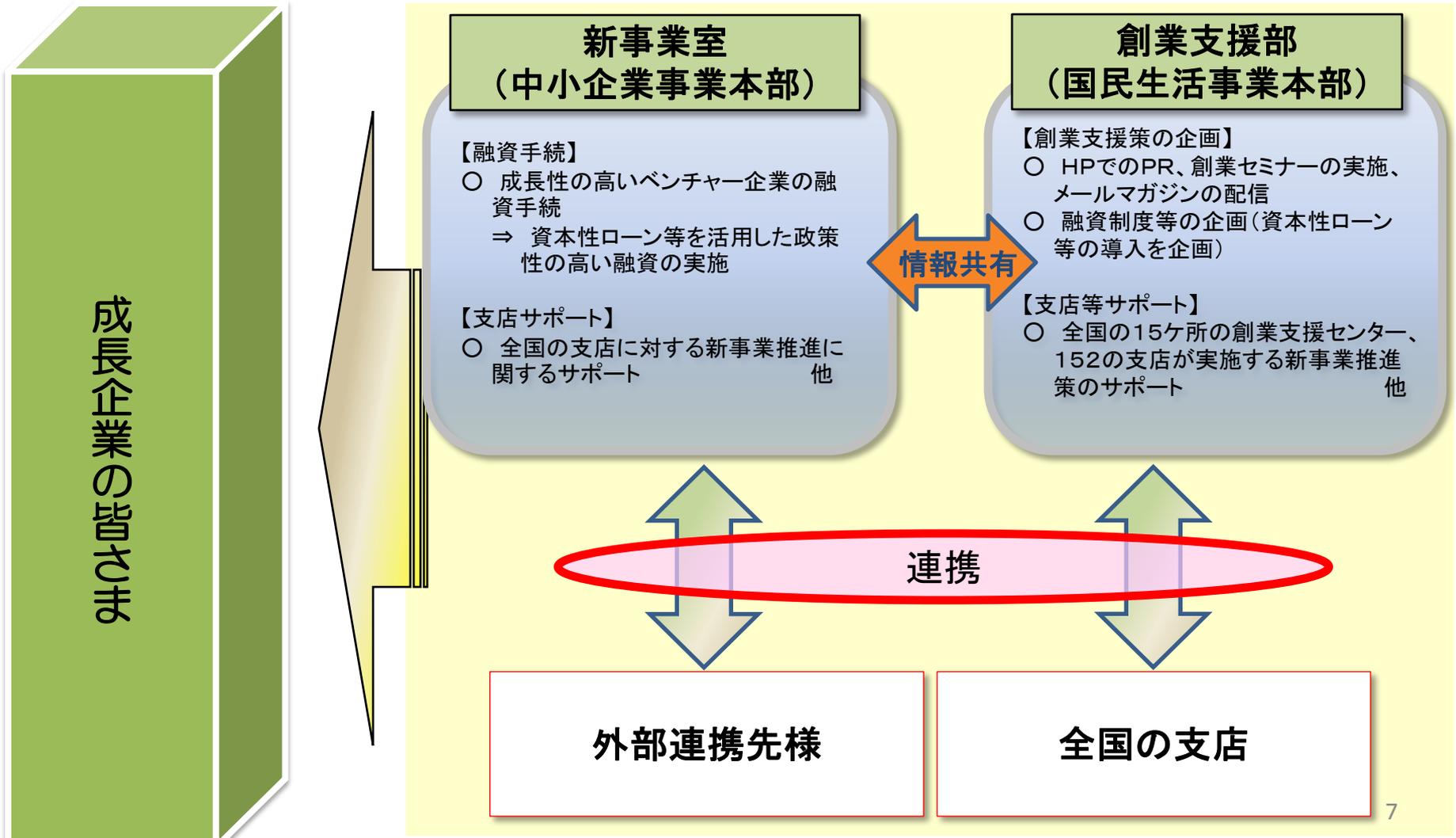
# ベンチャー企業支援制度による支援先のイメージ

○ 「準備期」から「死の谷」「ダーウィンの海」を越えるベンチャー企業の育成を幅広く支援



# 日本公庫のベンチャー企業支援態勢

- ベンチャー企業を積極的に支援するため、H24年4月から、国民生活事業ではイノベーション企業の審査を全国15ヶ所の創業支援センターで実施する態勢を構築。中小企業事業では本部に、新事業室を設置。
- 両事業が情報を共有し、一体的にベンチャー企業のサポートを実施。



# 中小・ベンチャー企業の類型 ～新事業の3分類～

キラリとした技術・ノウハウを有するものの、事業実績が乏しく資金調達が十分にできない成長期待企業

## グローバル・急成長型

- 大企業等からのスピンアウト人材が、グローバル市場において大企業にも負けない新技術・ノウハウを展開
- NEDO、JST等国の研究開発機関、VC 等から億単位の資金導入により製品・サービスの開発を実施
- 短期間で数億単位の利益確保を目指す事業計画
- 大幅な赤字を余儀なくされているが、経営者の資質・技術レベルからみて、将来的にわが国経済を牽引するまでに成長する可能性がある企業

## 地域需要創出・地域密着型

- 全国・地域や特定のニッチ市場において、独自の新技术・ノウハウを展開
- 地公体から百万円単位の補助金や地域金融機関系列のVC等から出資を受け、製品・サービスの開発を実施
- 着実な事業展開により、存続可能な利益確保を目指す事業計画
- 将来的には雇用の受け皿になる等、地域経済を支えるまでに成長する可能性がある企業

## 第二創業型

- これまでの事業の市場・技術を活かした新事業展開
- 自己資金、銀行融資、地公体等からの補助金等により製品開発を実施
- 新たな事業への取り組みにより、存続可能な利益確保を目指す事業計画
- 引き続き雇用を確保し、地域経済を支えていく企業

# 国民生活事業本部の新事業向け資金の概要

高い成長性が見込まれる新たな事業を行うベンチャー企業

○ベンチャー型の企業には特別な利率の他に、資本性ローンの適用も可能

! 創業後7年以内の方で、長期・固定金利で資金を調達したい。

! 担保や保証人を提供することが困難であり、無担保で資金を調達したい。

! 出資に近い資金を調達し、当面の返済負担を軽減したい。

## 新規開業資金

### 【融資限度額】

○7,200万円(うち運転資金4,800万円)

### 【融資利率】

○基準利率

○特利C(技術・ノウハウ等に新規性がみられる者の設備資金(土地取得資金を除く。))

### 【融資期間】

○設備資金20年以内(うち据置期間3年以内)

○運転資金7年以内(うち据置期間1年以内)

### 【担保・保証人】

○ご相談のうえ決めさせていただきます。

## 新創業融資制度

### 【融資限度額】

○3,000万円(うち運転資金1,500万円)

### 【融資利率】

○各融資制度に定める融資利率+上乗せ利率0.85%(法人代表者等を保証人に徴求する場合は、上乗せ利率を0.1%低減する。)

### 【融資期間】

○設備資金15年以内(うち据置期間2年以内)

○運転資金7年以内(うち据置期間1年以内)

### 【担保・保証人】

○不要(利率低減措置を適用する場合を除く。)

## 資本性ローン

(挑戦支援資本強化特例制度)

### 【融資限度額】

○3,000万円

### 【融資利率】

○融資後1年ごとに直近決算の業績に応じて、7.25%~0.90%の区分の利率が適用される。

### 【融資期間】

○7年以上15年以内(期限一括償還)

### 【担保条件等】

○無担保・無保証人

※本特例による債務は金融検査上自己資本とみなすことができます。

# 資本性ローン制度の概要(国民生活事業)

ご利用いただける方	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○技術・ノウハウに新規性がみられる方             <ul style="list-style-type: none"> <li>・特許権、商標権などの知的財産権を利用して事業を行う方</li> <li>・国などから技術開発にかかる補助金を交付され事業を行う方</li> <li>・研究開発者が2人以上かつ全従業員の10%以上を占める方(株式会社に限る)</li> <li>・試験研究費等が、売上高の5%超の方(同上) など</li> </ul> </li> <li>○公的ファンドから出資を受けた創業者の方(創業後7年以内)</li> <li>○「経営革新計画」などの法認定を受けた方</li> <li>○経営多角化・事業転換を図る方 など</li> </ul>																			
融資限度	<b>3,000万円</b>																			
融資期間	7年以上15年以内(期限一括償還)																			
融資利率	<p><b>毎年の業績に応じた利率</b></p> <table border="1" data-bbox="436 832 1796 1118"> <thead> <tr> <th rowspan="2">売上高減価償却前経常利益率</th> <th colspan="3">融資期間</th> </tr> <tr> <th>7~9年</th> <th>10~12年</th> <th>13~15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5%超</td> <td>6.60%</td> <td>7.00%</td> <td>7.25%</td> </tr> <tr> <td>0%以上、5%以下</td> <td>3.75%</td> <td>3.95%</td> <td>4.10%</td> </tr> <tr> <td>0%未満</td> <td>0.90%</td> <td>0.90%</td> <td>0.90%</td> </tr> </tbody> </table>	売上高減価償却前経常利益率	融資期間			7~9年	10~12年	13~15年	5%超	6.60%	7.00%	7.25%	0%以上、5%以下	3.75%	3.95%	4.10%	0%未満	0.90%	0.90%	0.90%
売上高減価償却前経常利益率	融資期間																			
	7~9年	10~12年	13~15年																	
5%超	6.60%	7.00%	7.25%																	
0%以上、5%以下	3.75%	3.95%	4.10%																	
0%未満	0.90%	0.90%	0.90%																	
担保・保証人	<b>無担保・無保証人</b>																			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関の債務者区分判定において<b>自己資本</b>とみなしうる。</li> <li>・法的倒産となった場合、本特例による債務は他の全ての債務に劣後する。</li> <li>・ご契約後、<b>期限前返済は原則としてできません。</b></li> </ul>																			

# 中小企業事業本部の新事業育成資金の概要

高い成長性が見込まれる新たな事業を行う中小企業者（ベンチャー企業）

○事業化後7年以内である事業

○成長新事業育成審査会の認定を得た事業

〔知財権を活用している場合等、審査会省略も有り〕

！新事業に取り組むための資金を、長期・固定金利で調達したい。

！株式公開を目指しているため、新株予約権を発行し、無担保かつ低利で資金を調達したい。

！新事業に取り組むため、出資に近い資金で、財務体質を強化し、当面の返済負担を軽減したい。

## 固定金利型貸付

【融資限度額】

○6億円

【融資利率】

○当初5年間 特別利率③

6年目以降 基準利率+0.2%

※なお、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。

【融資期間】

○設備資金15年以内(うち据置期間5年以内)

○運転資金7年以内(うち据置期間2年以内)

【担保条件等】

○ご相談のうえ決めさせていただきます。

## 新株予約権付融資

【融資限度額】

○1億2千万円

【融資利率】

○基準利率

【融資期間】

○7年以内(うち据置期間2年以内)

【担保条件等】

○無担保

※融資時に申込企業が新たに発行する新株予約権を公庫が取得し、株式公開を果たした場合等に、経営責任者のかた等に新株予約権を売却します。

## 新事業型資本性ローン

(挑戦支援資本強化特例制度)

【融資限度額】

○3億円

【融資利率】

○融資後1年ごとに直近決算の業績に応じて、6.30%~0.40%の区分の利率が適用されます。

【融資期間】

○7年、10年又は15年(期限一括償還)

【担保条件等】

○無担保・無保証人

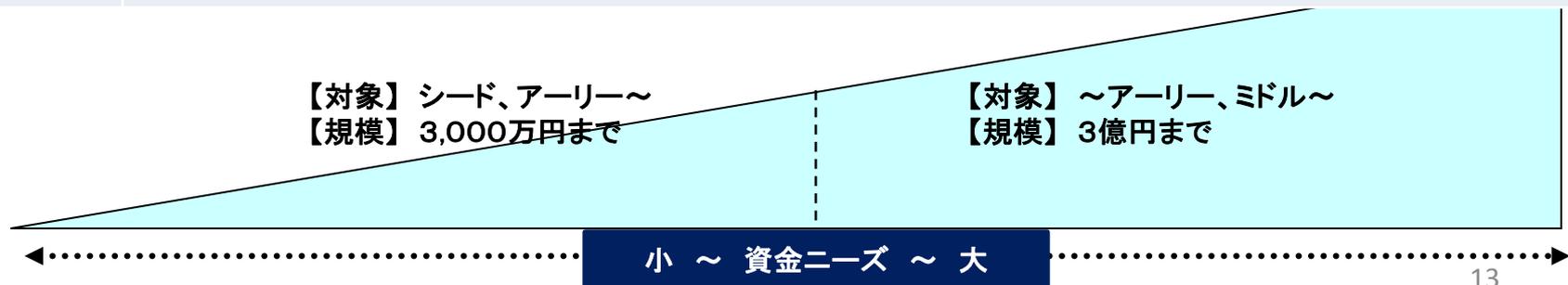
※本特例による債務は金融検査上自己資本とみなすことができます。

# 新事業型資本性ローン制度の概要(中小企業事業)

目的	新規事業等に取り組む中小企業の財務体質強化のために資本性資金(資本性ローン)を供給する制度				
適用対象	新企業育成貸付のうち、地域経済の活性化に資するもの				
資金使途	設備資金及び長期運転資金				
融資限度	1融資先当たり <b>3億円</b>				
融資期間	<b>7年、10年又は15年(期限一括償還)</b>				
融資利率	契約後毎年、次の区分に従って成功判定を行い、適用する利率の見直しを行う。				
	成功判定区分	判定要件	適用利率 (7年)	適用利率 (10年)	適用利率 (15年)
	A	使用総資本減価償却前経常利益率5%超	5.65%	6.00%	6.30%
	B	使用総資本減価償却前経常利益率0%以上5%以下	4.05%	4.30%	4.55%
	C	使用総資本減価償却前経常利益率0%未満	0.40%	0.40%	0.40%
担保・保証人	<b>無担保・無保証人</b>				
金融検査上の取扱い	金融機関の債務者区分判定において <b>自己資本</b> とみなしうる。				
償還順位	法的倒産手続において、本特例による債務は、全ての債務に劣後する。				
その他	<p>○公庫が適切と認める事業計画書を提出する。</p> <p>○経営規律を維持させるため、四半期毎の事業状態の報告、業績悪化時(3期連続して成功判定「C」に区分されたもの)の当公庫からの経営指導受け入れ等の特約を締結する。</p>				

# 資本金ローン制度(国民生活事業・中小企業事業)の比較

	国民生活事業	中小企業事業
融資限度額	3,000万円	3億円
融資期間	7年以上15年以内(期限一括償還)	7年、10年または15年(期限一括償還)
融資利率	利率は、業績に応じて以下のとおり設定し、毎年見直しを行う。	
	○ 7 ~ 9年 ⇒ 6.60%、3.75%、0.90% ○ 10~12年 ⇒ 7.00%、3.95%、0.90% ○ 13~15年 ⇒ 7.25%、4.10%、0.90%	○ 7年 ⇒ 5.65%、4.05%、0.40% ○ 10年 ⇒ 6.00%、4.30%、0.40% ○ 15年 ⇒ 6.30%、4.55%、0.40% ※新事業型資本金ローン利率
判定方法	売上高 減価償却前経常利益率	使用総資本 減価償却前経常利益率
担保・保証人	無担保・無保証人	
金融検査上の取扱い	本制度に基づく借入金は、金融機関が行う債務者区分判定において自己資本とみなすことができる。	
償還順位	法的倒産時には、全ての債務(償還順位が同等以下のものを除く)に劣後する。	



# 資本性ローンのメリットと留意点

## ご利用のメリット

- 1 **無担保・無保証**かつ**返済の劣後化**によりキャッシュフローが不足する①新規事業の立ち上げ時、②企業再生の取り組み時、③大規模な設備投資時などにおいて、元本の償還負担がない**超長期での安定的な資金調達**が可能です。
- 2 **業績悪化時には利息負担が軽減**されるとともに、**好業績時でも、資本性資金でありながら、配当ではなく利息支払のため、キャッシュアウトの負担が軽減**されます。
- 3 本制度による借入金は、金融機関が行う**債務者区分判定において、借入金ではなく自己資本とみなすことができる**ため財務内容が改善し、金融機関からの新規融資が受けやすくなります。  
金融機関にとっては、融資先の**過小資本解消により格付の上位遷移が可能**となります。

## ご利用の留意点

- 1 ご契約後、**期限前弁済は原則としてできません**。
- 2 債務者区分判定において自己資本とみなせる範囲は、償還期限の5年前までは債務残高の100%となり、以後は1年毎に20%ずつみなせる額が減少します。

(例)

融資期間 7年… 当初 2年間は100%、 3年目80%、 4年目60%、 5年目40%、 6年目20%

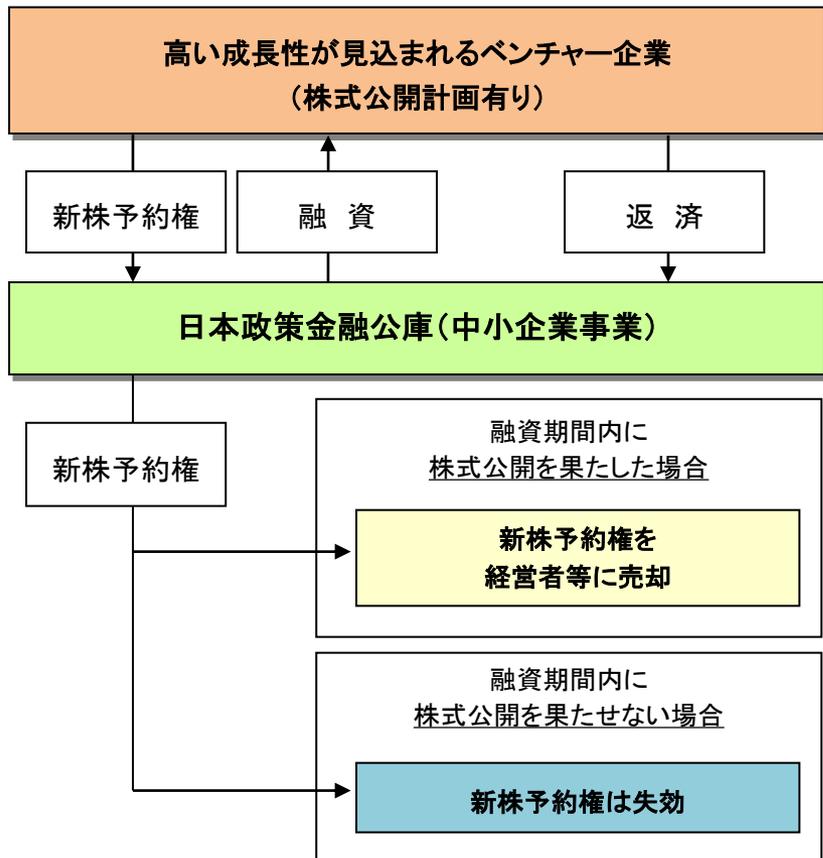
融資期間10年… 当初 5年間は100%、 6年目80%、 7年目60%、 8年目40%、 9年目20%

融資期間15年… 当初10年間は100%、 11年目80%、 12年目60%、 13年目40%、 14年目20%

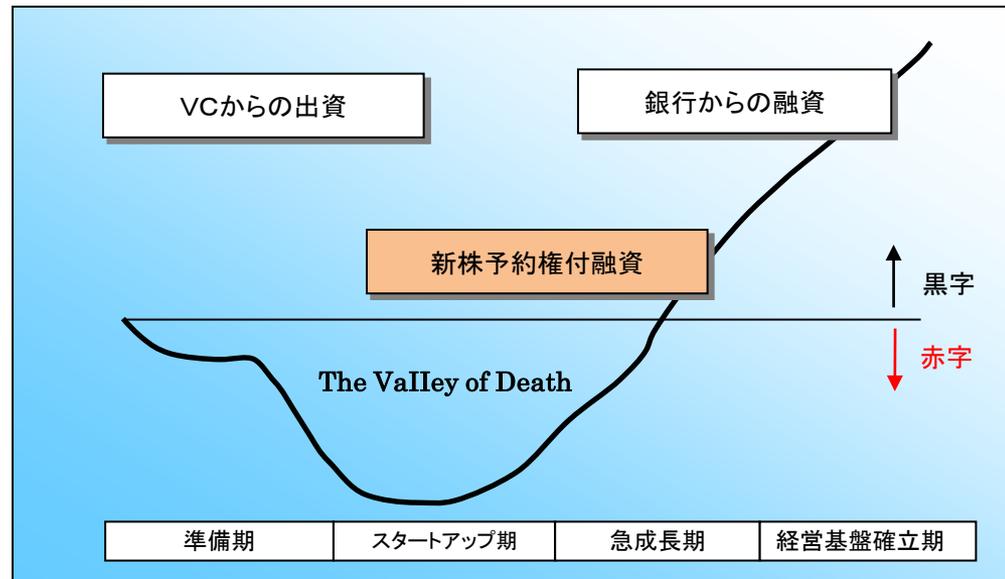
# 新株予約権付融資の概要(中小企業事業)

- ・新株予約権付融資(株式公開基準)は、高い成長性が見込まれる新たな事業に取組み、株式公開を目指すベンチャー企業に対して、融資と同時に公庫が新株予約権を取得することにより、無担保で資金を供給する制度です。
  - ・新株予約権付融資(株式公開基準)は平成19年4月にスタートし、これまで106社(注)のベンチャー企業に対して約39億円の融資を行っています。
- ※H19/4~H25/3の累計

## ○新株予約権付融資(株式公開基準)のスキーム



## ○ベンチャー企業に対するシームレスな資金供給(イメージ)



## ○新株予約権付融資(株式公開基準)先の特徴

(融資先106社(※)の実績による)

### 【業歴】

会社設立後10年以内の企業が約7割  
(会社設立後5年以内の企業は約3割)

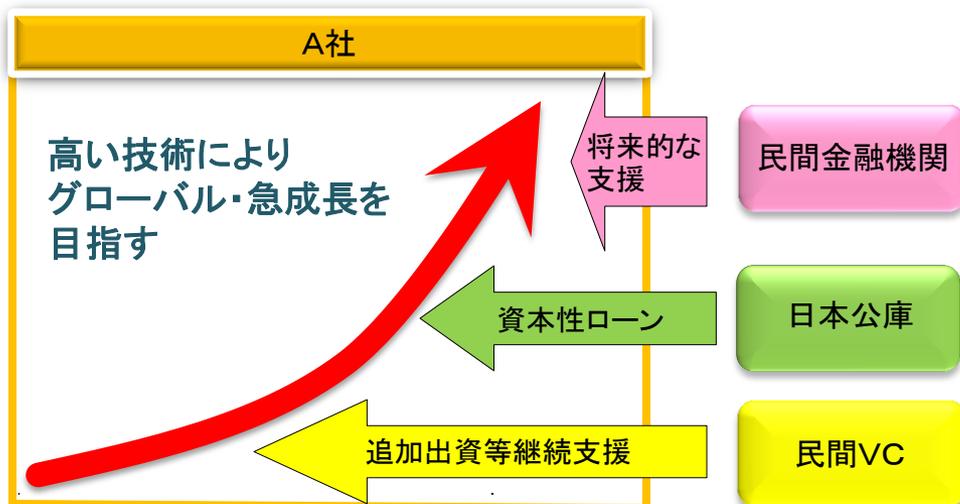
### 【業績】

融資時の直近決算赤字企業が約6割  
(ただし、今後の黒字転換が見込まれる)

※H19/4~H25/3の累計

# (参考) 資本性ローンのご利用事例①

グローバル・急成長を目指すベンチャー企業が資本性ローンを有効活用した事例です



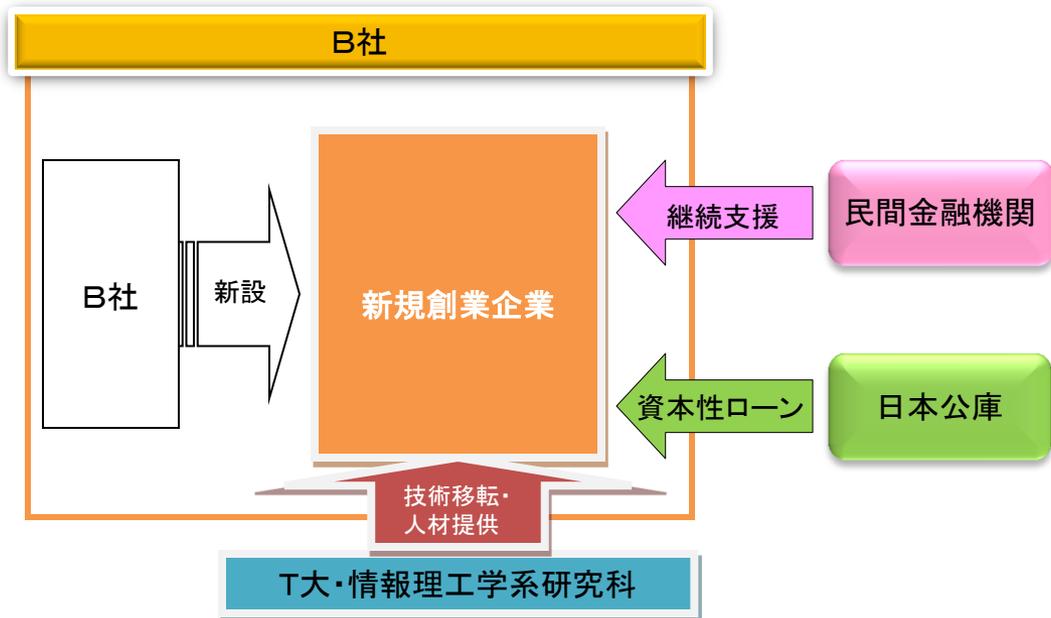
- A社は大手メーカーで研究開発に取り組んでいた現社長が15年前に設立した超耐熱性樹脂の開発・製造業者。
- これまでにVC等から数十億円の資金調達を行い開発に取り組んできており、ここに来てスマートフォン向け受注を獲得する等ようやく事業化の目途が立ちつつある。
- 今般、本格販売のために必要となる運転資金として200百万円について、民間銀行に先行して資本性ローンを適用。
- 既存株主の持株比率を低下させることなく、資本性資金の導入に成功。今後は、資本性ローン導入を評価した民間銀行からの融資が期待される。

## 資本性ローン活用のメリット

- ◆ 自己資本の強化による信用力の向上
- ◆ 既存株主（VC等）の持株比率を低下させることなく、資本性資金導入が可能
- ◆ （公庫融資後）民間金融機関からの支援も期待できる（呼び水効果）

## (参考) 資本性ローンのご利用事例②

新設企業を設立し、第二創業に際して資本性ローンを有効活用した事例です



- B社は堅固な事業基盤を有する業歴80年のネジ・ボルト等金属加工部品製造業者。
- 業績は安定しているものの、新たな事業展開を模索し、T大から技術移転を受けて異分野への進出を決意。
- 本業への影響を少なくするため、新設企業を設立。日本公庫から資本性ローンにより当面必要な資金を導入したものの。
- 資本性ローンにより創業時の赤字による資本毀損をカバーできることを民間金融機関が評価し、継続支援に繋がっている。

### 資本性ローン活用のメリット

- ◆ 資金を期限一括償還資金(15年)の導入による資金繰り安定化
- ◆ 創業時赤字による資本毀損を、資本性ローンでカバー
- ◆ 民間金融機関としても取引先の格付を上方遷移(維持)できるので継続支援がやり易い(呼び水効果)

# (参考) 資本金ローンのご利用事例③

## 新事業に取り組む中小企業者に資本金ローンを実施

～超耐熱性樹脂『ブロック共重合ポリイミド』関連製品の開発・販売に取り組む横浜市のベンチャー企業を支援～

株式会社日本政策金融公庫(略称:日本公庫)の横浜支店中小企業事業は、資本金ローン(「挑戦支援資本強化特例制度」)を、横浜市の株式会社ピーアイ技術研究所に適用し、このたび、運転資金の融資を実施しました。

資本金ローンは、新事業や企業再建等に取り組む中小企業の財務体質の強化を図るために、資本金資金を供給する制度で、平成20年4月より取扱いを開始したものです。本特例制度は、無担保・無保証人、融資期間15年又は10年の期限一括償還型で、融資後1年ごとに直近決算の成功度合いに応じた利率が適用されるほか、本特例による債務については、金融検査上自己資本とみなすことができます。また、法的倒産手続時は他の債務に劣後する等の特徴を有します。

株式会社ピーアイ技術研究所は、平成8年に設立された有機化学工業製品製造業者で、新事業として、スマートフォン、タブレット端末等のフレキシブル基板や太陽電池セル向けに「ブロック共重合ポリイミド」の特性を活かした機能性材料の開発・製造・販売に取り組んでいます。このたびの融資は、本事業の拡大に必要な運転資金を供給するものです。

日本公庫は、国の施策に基づく政策金融機関として、今後とも本制度を活用し、中長期的な事業計画を策定して計画的に財務体質の改善に取り組む企業を支援するとともに、新事業に取り組む中小企業者を積極的にサポートしていきます。

### <融資先の概要>

企業名	株式会社ピーアイ技術研究所	代表者	菊地 靖雄
住所	横浜市金沢区鳥浜町12-5	業種	有機化学工業製品製造業

### <新事業：超耐熱性樹脂『ブロック共重合ポリイミド』の開発・製造・販売>

- ・株式会社ピーアイ技術研究所は、ブロック共重合ポリイミド『製品名：Q-PILON』を活用した機能性材料の開発製造販売を行うベンチャー企業。
- ・ブロック共重合ポリイミドは、従来のポリイミドに比べ常温保存が可能で機能性(接着性、感光性、絶縁性、電着等)に優れたポリイミド樹脂。
- ・同製品は、従来のエポキシ樹脂等では対応が困難であったフレキシブル基板の微細加工領域下での接着を可能にし、今後、更なる新機能追加等が求められるスマートフォン等向けの材料として需要増加が期待される。また、太陽電池セル用の電極絶縁材料等、耐熱性を持った機能性材料としての応用範囲は広く、今後、用途開発が進むなかで販売拡大が見込まれる。



# (参考)資本性ローンのご利用事例④

## 新事業に取り組む中小企業者に資本性ローンを実施

～ヒトiPS細胞由来の機能細胞の開発・販売に取り組む横浜市のベンチャー企業を支援～

株式会社日本政策金融公庫(略称:日本公庫)の横浜支店中小企業事業は、資本性ローン(「挑戦支援資本強化特例制度」)を、横浜市の株式会社リプロセルに適用し、このたび、運転資金の融資を実施しました。

資本性ローンは、新事業や企業再建等に取り組む中小企業の財務体質の強化を図るために、資本性資金を供給する制度で、平成20年4月より取扱いを開始したものです。本特例制度は、無担保・無保証人、融資期間15年又は10年の期限一括償還型で、融資後1年ごとに直近決算の成功度合いに応じた利率が適用されるほか、本特例による債務については、金融検査上自己資本とみなすことができます。また、法的倒産手続時は他の債務に劣後する等の特徴を有します。

株式会社リプロセルは、平成15年に設立された幹細胞ベンチャー企業で、ヒトiPS細胞由来の機能細胞及びヒトES/iPS細胞専用の研究試薬の開発・製造・販売に取り組んでいます。このたびの融資は、本事業の拡大に必要な運転資金を供給するものです。

日本公庫は、国の施策に基づく政策金融機関として、今後とも本制度を活用し、中長期的な事業計画を策定して計画的に財務体質の改善に取り組む企業を支援するとともに、新事業に取り組む中小企業者を積極的にサポートしていきます。

### <融資先の概要>

企業名	株式会社リプロセル	代表者	横山 周史
住所	横浜市港北区新横浜3丁目8-11	業種	バイオ分野の研究開発

<新事業:「ヒトiPS細胞由来の機能細胞」及び「ヒトES/iPS細胞専用の研究試薬」の開発・製造・販売>

- ・株式会社リプロセルは、ヒトiPS細胞由来の機能細胞及びヒトES/iPS細胞専用の研究試薬の開発・製造・販売を行う幹細胞ベンチャー企業。
- ・ヒトiPS細胞由来の機能細胞は、製薬メーカーにおける新薬開発の評価試験において、従来はバラツキの少ない大量のヒト試料(ヒトの初代培養細胞)を揃えることは困難であったことに対し、同一遺伝子を無限増殖することが可能である為、創薬プロセスの大幅な効率化が図られることから、応用研究、実用化等が進んでおり、需要増加が期待される。
- ・当社研究試薬は、ヒトES/iPS細胞における3種類の培養方法(オンフィーダー培養、フィーダーレス培養、サスペンション培養)に最適な試薬を全てラインナップしており、研究機関向けの販売拡大が見込まれる。



当社製品:  
「ReproHepato(ヒトiPS細胞由来肝細胞(凍結))」

# (参考) 創業期に受けた価値ある融資

## 創業期に受けた価値ある融資

京セラ株式会社(東証一部上場)名誉会長 稲盛 和夫

京セラ創業3年目の頃、当時専務だった私は、銀行に設備投資の資金を借りに行きましたが、担保もなく結局お金を借りることはできませんでした。最後に中小企業金融公庫を紹介され、是非にとお願いして支店長に会わせていただき、「我々は創業間もない零細なベンチャー企業です。私どもは創業初年度から10数%の利益を出しています。私の過去3年間の努力と実績を信用して何とか貸していただけませんか」と、とつとつとお願いをいたしました。暫くして支店長は、私の誠意が通じたのか、「わかりました。あなたがこれから融資を受けようとする設備を担保にお金を貸しましょう」と言ってくださいました。これまでの金融機関の常識では、大変リスクのある決断ですが、私を信じて持ち込み担保という方法での融資を決断された支店長の勇気に対し大変感激したことを覚えています。

40年ほど前、どの金融機関も相手にしてくれなかった私どもに人物本位で資金の貸付をしていただいた当時の支店長のご決断によって、今日の京セラが存在しています。

(出典)2003年12月中小企業金融公庫発行「中小企業金融公庫50年史」コラムより抜粋  
(寄稿者の役職名は寄稿当時のものです。)

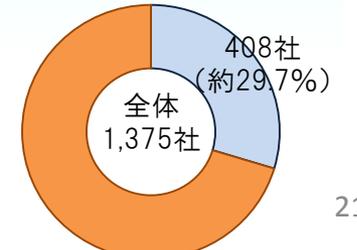
# (参考) 公庫のイノベーションTree (公庫との取引を経て株式公開した企業)



取引先のIPO比率(注3)  
(上場企業全体)



(平成に入って上場した企業)



## 公庫は、企業の成長・発展を支援

(注1) 中小企業事業と取引歴のある株式公開企業のうち、  
企業名掲載の応諾を得た企業を掲載(2013年6月時点)  
(注2) 文字のサイズは、売上規模に応じて3段階に設定  
(注3) 日本公庫中小企業事業調べ。株式公開企業数は平成25年3月31日現在。

# お問い合わせ先

融資制度等に関するご相談、ご質問はお手数ですが、下記までご連絡ください。

株式会社日本政策金融公庫

国民生活事業本部 創業支援部  
電話番号：03-3270-1522

中小企業事業本部 新事業室  
電話番号：03-3270-7908

- 本資料は情報の提供のみを目的としており、投資勧誘等を目的とするものではありません。
- 掲載事項は、資料作成時におけるデータを基にしたもので、その情報の正確性及び完全性を保証又は約束するものではなく、今後予告なしに変更されることがあります。
- 本資料の無断複製又は送付等を行わないようお願いします。